

船橋市道路位置の指定に関する技術基準

船橋市建設局建築部建築指導課

令和6年12月6日

船橋市道路位置の指定に関する技術基準

第1 申請道路

- 1) 道路位置の指定を受けようとして申請する道の有効幅員は4.0メートル以上で両端が他の建築基準法上の道路に接続したものであること。【別図①-A参照】
- 2) 延長は35メートル以下とする。(幅員6メートル未満の場合)【別図①-B参照】
- 3) 幅員4.5m未満で位置指定を申請する場合は、電柱等は宅地内に設けること。
- 4) 道路の路面保護は、ぬかるみにならない構造とすること。(アスファルト舗装程度)
- 5) 申請道路部分は二次製品等で区画すること。

第2 延長と転回広場 【別図③参照】

- 1) 延長が35メートルを超える場合は、終端及び区間35メートル以内ごとに自動車の中途転回広場を設けること。【別図①-C参照】
- 2) 延長(その一端のみが既存の幅員6メートル未満の袋路状道路に接する道にあっては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの延長を含む。)は35メートル以下とする。【別図①-D参照】
なお、延長(既存袋路状道路を含む)が35メートルを超える場合は、終端及び区間35メートル以内ごとに自動車の中途転回広場を設けること。【別図②参照】

第3 すみきり 【別図④参照】

- 1) すみきりは、原則として両すみきりとするが、次に該当する場合は、片すみきりとしてすることが出来る。
イ・すみきりをする一方に、建築物又は堅固な擁壁等の工作物があり、容易に除却、又は移転できない場合。
ロ・軌道、水路、河川等に沿って築造する場合。
- 2) すみきり内及び付近で交通を妨げる電柱および工作物は設けないこと。

第4 排水施設

- 1) U字溝に蓋掛けをする場合は、雨水の流入を妨げないように配慮し、且つ蓋掛けは安全で品質の良いものを使用し、長さが500mm程度のグレーチング蓋(細目タイプ)を10m以内ごとに設けること。
- 2) U字溝にあっては内法24cm以上、L字溝にあっては排水有効幅25cm以上のコンクリート製とすること。
なお、道路を横断するグレーチング(ボルト締め固定式)を設ける場合は、千葉県福祉のまちづくり条例に示す細目タイプ溝蓋等を使用することにより高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようにすること。

第5 位置指定道路の取り扱いの考え方 【別図⑤参照】

- 1) 指定とは、新規に道の指定を受けるもの又は既存の道の指定に新たに延長、拡幅等するものとする。
- 2) 変更とは、既存の道の指定の場所と実際の場所に相違がある場合や幅員並びに延長等の相違がある場合、又は軽微な変更と判断できるものとする。
- 3) 廃止とは、既存の道の位置の指定の全部廃止又は一部廃止等をするものとする。

附 則

この技術基準は、平成15年4月1日より適用する。

附 則

この技術基準は、平成18年4月1日より適用する。（一部改正）

附 則

この技術基準は、平成30年10月22日より適用する。（一部改正）

附 則

この技術基準は、令和6年12月6日より適用する。（一部改正）

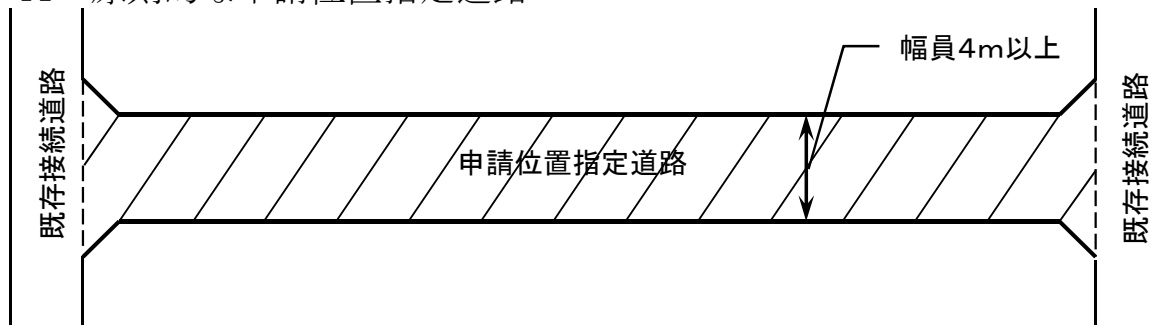
船橋市道路位置の指定基準に関する規則を廃止する規則
船橋市道路位置の指定基準に関する規則（昭和53年船橋市規則第60号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

別図 ①

A 原則的な申請位置指定道路



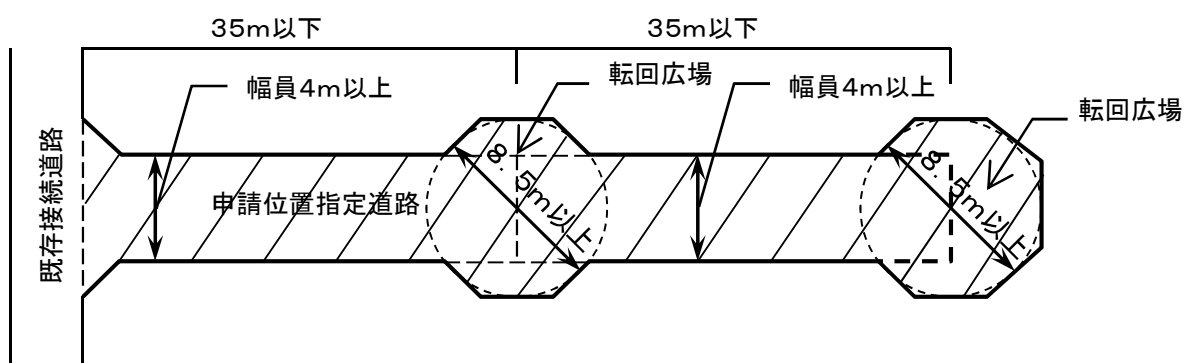
両端が他の道路に接続したものであること

B 袋状道路の場合



一端のみが他の既存道路に接続したもので延長が35m以下のもの

C 自動車の転回広場を設置した場合 (昭和45年告示第1837号)



終端と35m以内ごとに転回広場を設けたもの

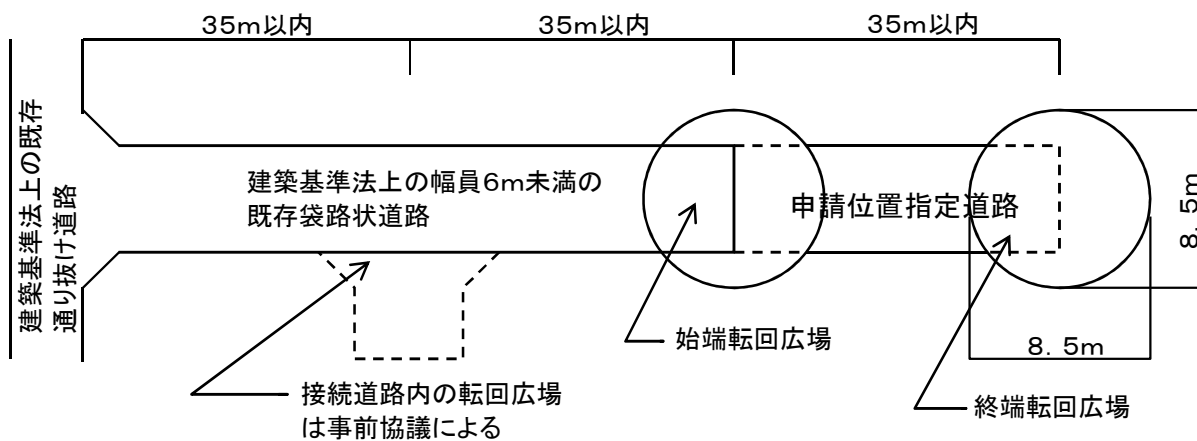
D 既存袋路状道路に接続の場合



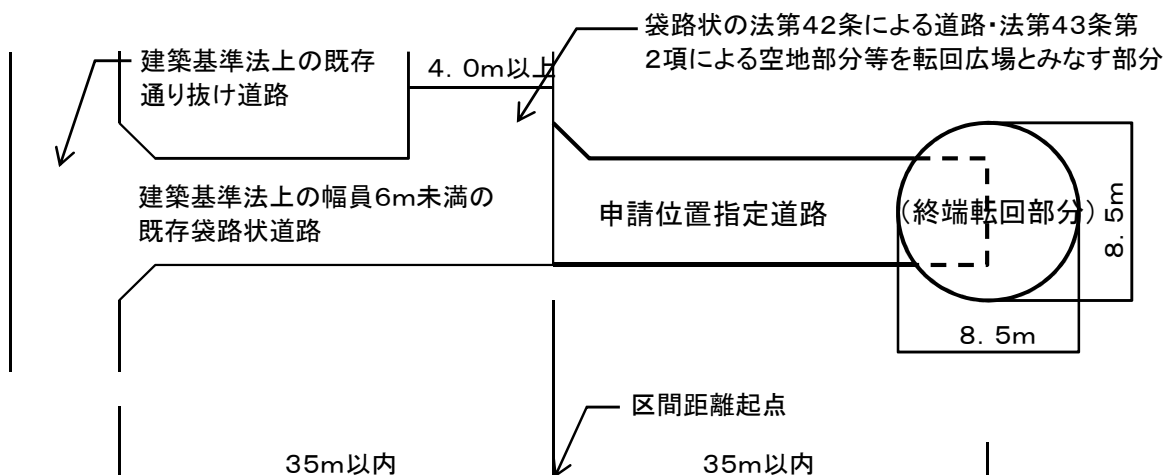
別図 ②

① 幅員 6 m 未満の袋路状の既存道路から延長する場合で、既存道路の袋路になるところから申請位置指定道路の始端までの距離が 35 m を超える場合は、申請位置指定道路の始端、終端及び 35 m 以内ごとに転回広場を設けること。また、接続道路内にも 35 m 以内ごとに転回広場を設けること。

なお、既存道路内の 35 m 以内ごとの転回広場（点線部分）については、原則として設けなければならないがそれが困難な場合は、事前に協議すること。

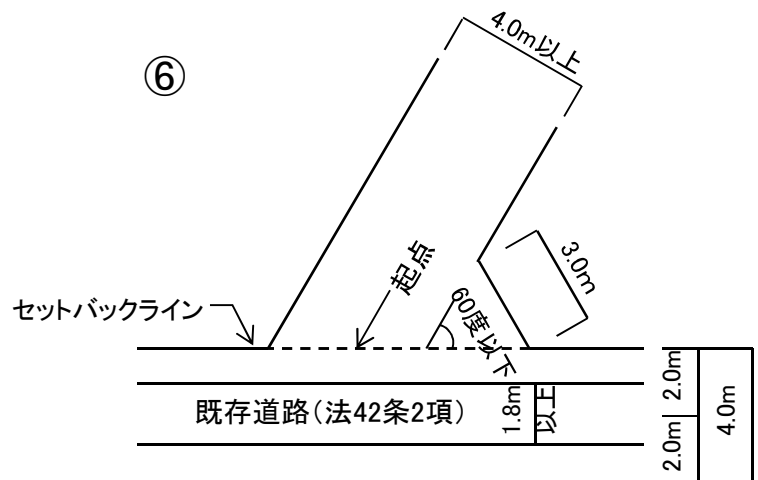
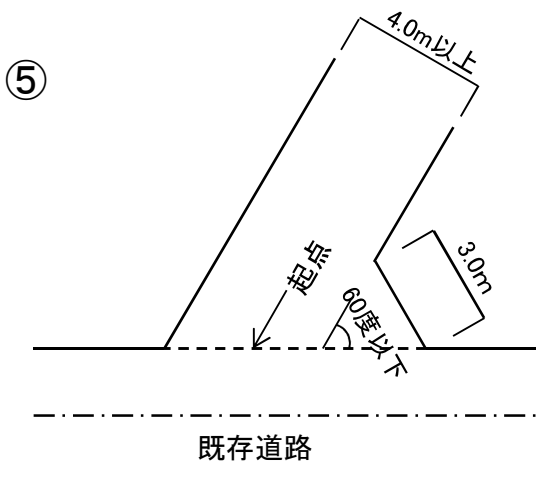
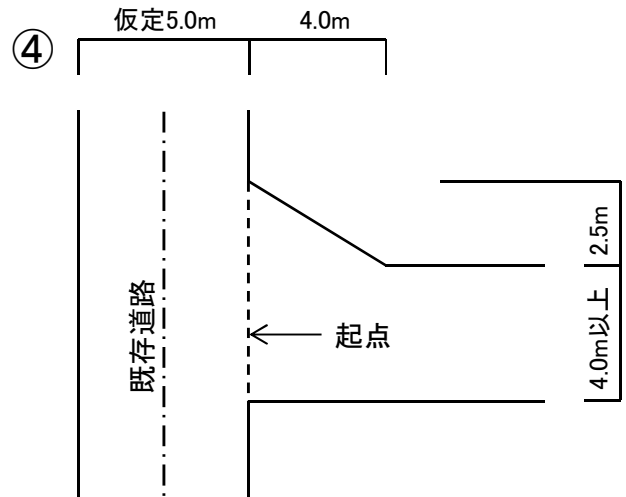
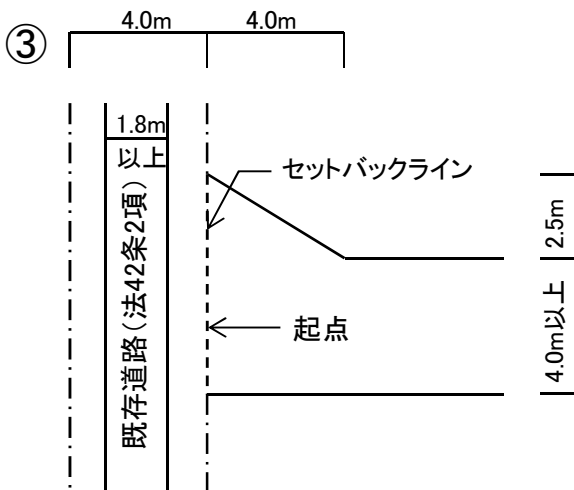
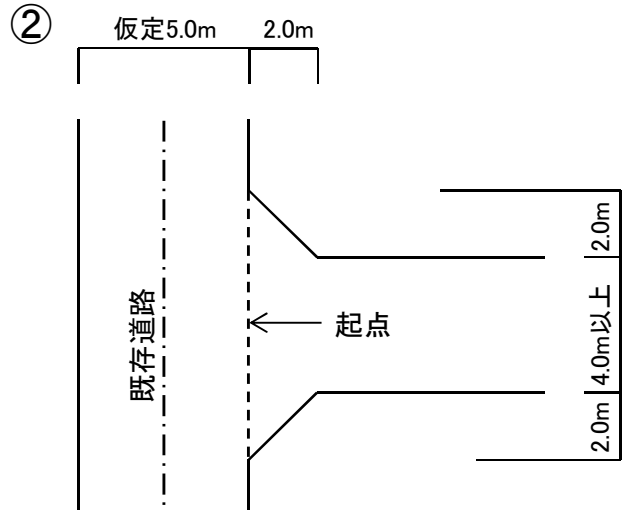
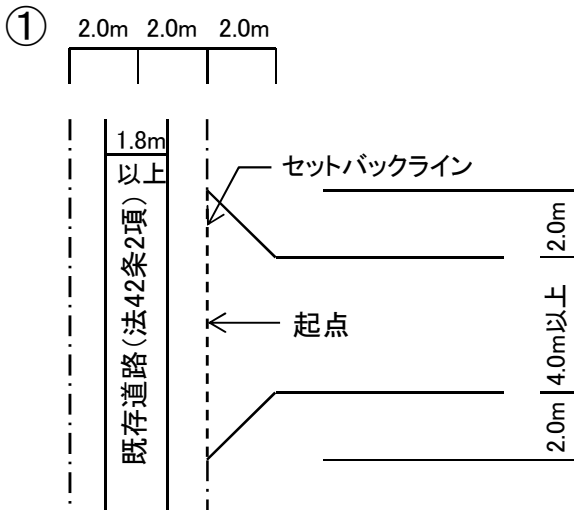


② 上記①にある、既存道路内の 35 m 以内ごとの転回広場については、車両が転回できる法第 42 条による道路及び法第 43 条第 2 項による空地等を転回広場とみなすことが出来る。（この場合の区間距離の起点は下図部分とする。）





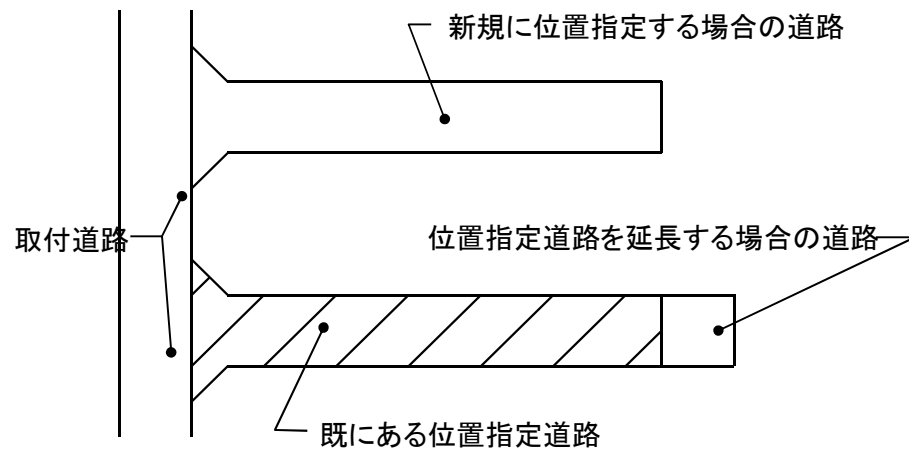
別図 ④



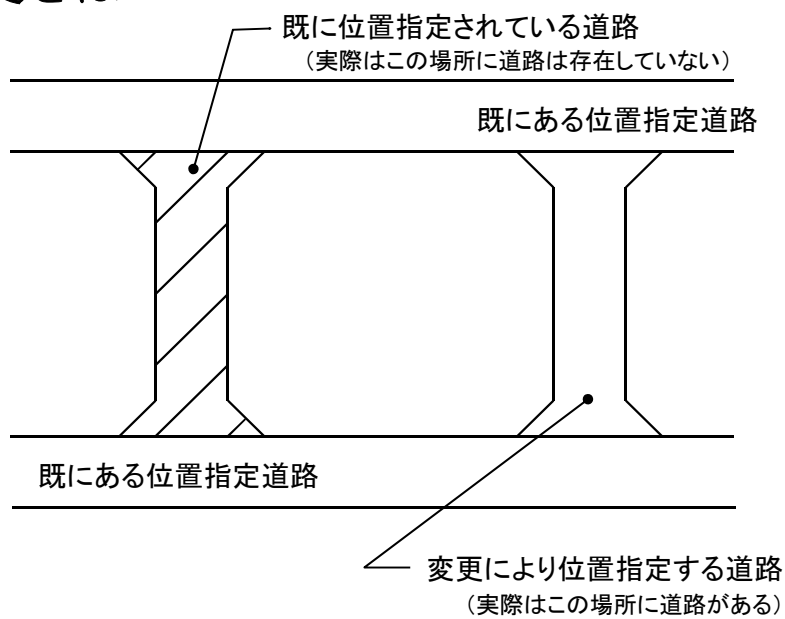
別図 ⑤

道路の凡例

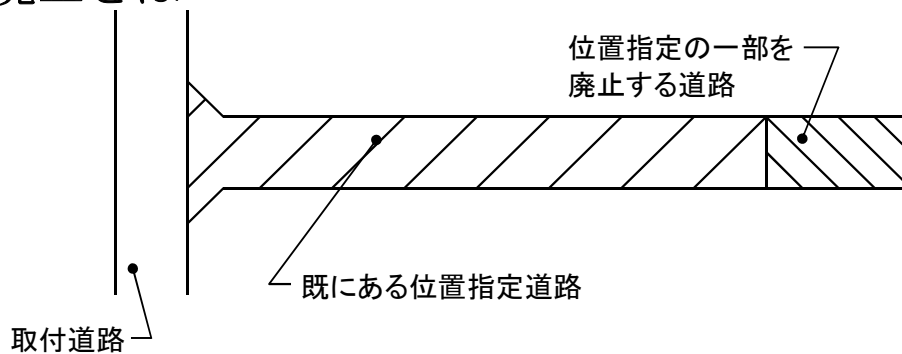
指定とは



変更とは



廃止とは



道路位置指定申請に添付する書類及び注意事項

添付書類

建築基準法施行規則第9条及び船橋市建築基準法施行細則第18条に定めるもののほか、下記書類を添付してください。（申請手数料および正本2部、副本1部（正本の1部はコピーで可））

	添 付 図 書	備 考
正本	- 委任状 - 案内図（1/2500都市図）（都市計画課） - 申請図面（原図の写し） - 公図の写しの原本（法務局） - 求積図（座標求積 又は 三斜求積） - 利用計画図（道路及び関係宅地） - 権利を有する者の印鑑証明書 （「権利を有する者」とは、登記事項証明書の権利部（甲区・乙区）に記載されている各権利者としてします。） - 住民票（現住所と印鑑証明書の住所と謄本の住所を確認のため） - 法人現在事項全部証明書 - 同意書（申請道路の隣接地） - 農地転用届出受理通知書（写し）※1 - 境界確認書・道路査定図（写し） - 売買契約書（写し）※1 - 工作物図面・検査済み（写し）※1 - 排水届（下水道河川管理課）及び排水接続同意書（写し） - 公共用財産土木・工事施工許可書（写し）※1 - 関係土地全部事項証明書（セットバック含む）※2 - 申請図面原図（図書には閉じないで提出してください） - その他、特定行政庁が必要と認める書類	- 申請図には記載上の注意事項が書かれています。 - 印鑑証明書、登記事項証明書、公図及び住民票は3ヶ月以内のものに限ります。 （※1）場合により添付が必要です。添付の時期はご相談ください。 （※2）隣接地は要約書でも可能です。
副本	正本に添付した図書の写しを添付	

・「権利を有する者」は、土地に関しては所有権・地上権・賃借権・地役権・使用借権・抵当権・根抵当権・質権・永小作権・採石権・入会権・先取特権等の権利を有する者（仮登記権利者、差押権利者を含む）とし、建築物・工作物に関しては所有権・賃借権・使用借権・質権・抵当権等の権利を有する者としてします。

- ・道路位置指定申請書（第17号様式）の承諾書に、基準に適合するように管理する者を記載し、承諾を得てください。
- ・道路位置の指定公告前に、再度「権利を有する者」の確認を行いますので、登記事項証明書等の提出をお願いします。

その他

- ・宅地課（開発行為に関すること）、下水道河川管理課（排水等に関すること）、道路管理課（道路占用等に関すること。）およびクリーン推進課（ごみステーションに関すること）と協議してください。
- ・公園緑地課（風致地区に関すること）、都市計画課（生産緑地に関すること）、また、文化課（埋蔵文化財に関すること）と協議が必要な場合があります。

注意事項（下記事項に該当する場合は位置指定が受けられない場合があります）

- 1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第144条の4の規定に適合していないとき。
- 2 建築基準法施行条例（昭和36年千葉県条例第39号）第4条の規定に適合していないとき。
- 3 農地法（昭和27年法律第229号）に基づく手続きがされないとき。
- 4 原則として汚水・雑排水・雨水の流末先がないとき。
- 5 流末先の排水施設管理者の同意が得られないとき。
- 6 申請道路と敷地の境界又は既存道路と敷地の境界が2mを超える高低差があるとき。
但し建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条の規定による工作物の確認を受けた場合は、この限りでない。
- 7 申請道路と既存道路の接続部分に段差があるとき。
- 8 その他、特定行政庁が不適当と認めるとき。

建築基準法（昭和25年法律第201号）抜粋

（道路の定義）

第42条 この章の規定において「道路」とは、次の各号のいずれかに該当する幅員4メートル（特定行政庁がその地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認めて都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内においては、6メートル。次項及び第3項において同じ。）以上のもの（地下におけるものを除く。）をいう。

（1）～（4）略

（5） 土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）抜粋

（道に関する基準）

第144条の4 法第42条第1項第5号の規定により政令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

（1） 両端が他の道路に接続したものであること。ただし、次のイからホまでのいずれかに該当する場合においては、袋路状道路（法第43条第3項第5号に規定する袋路地状道路をいう。以下この条において同じ。）とすることができる。

イ 延長（既存の幅員6メートル未満の袋路状道路に接続する道にあっては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。ハにおいて同じ。）が35メートル以下の場合

ロ 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合

ハ 延長が35メートルを超える場合で、終端及び区間35メートル以内ごとに国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合

ニ 幅員が6メートル以上の場合

ホ イからニまでに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合

（2） 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。）は、角地の隅角を挟む辺の長さ2メートルの二等辺三角形の部分の部分を道に含む隅切りを設けたものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。

（3） 砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。

（4） 縦断勾配が12パーセント以下であり、かつ、階段状でないものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。

（5） 道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠その他の施設を設けたものであること。

2 地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認める場合においては、条例で、区域を限り、前項各号に掲げる基準と異なる基準を定めることができる。

3 地方公共団体は、前項の規定により第1項各号に掲げる基準を緩和する場合においては、あらかじめ、国土交通大臣の承認を得なければならない。

建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）抜粋

（道路の位置の指定の申請）

第9条 法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者は、申請書正副2通に、それぞれ次の表に掲げる図面及び指定を受けようとする道路の敷地となる土地（以下この条において「土地」という。）の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者並びに当該道を令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理する者の承諾書を添えて特定行政庁に提出するものとする。

図面の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
地籍図	縮尺、方位、指定を受けようとする道路の位置、延長及び幅員、土地の境界、地番、地目、土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の氏名、土地内にある建築物、工作物、道路及び水路の位置並びに土地の高低その他地形上特記すべき事項

（道の位置の指定の広告及び通知）

第10条 特定行政庁は、前条の申請に基づいて道路の位置を指定した場合においては、その旨を公告し、かつ、申請者に通知するものとする。

建設省告示第1837号（昭和45年12月28日）

（道に設ける自動車の転回広場に関する基準を定める件）

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第144条の4第1項第1号ハの規定により国土交通大臣が定める自動車の転回広場に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。

- （1） 道の中心線から水平距離が2メートルをこえる区域内において小型四輪自動車（道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に規定する小型自動車で四輪のものをいう。次号において同じ。）のうち最大なものが2台以上停車することができるものであること。
- （2） 小型四輪自動車のうち最大なものが転回できる形状のものであること。

船橋市建築基準法施行細則（昭和59年12月26日規則第77号）抜粋

（道路位置の指定申請書）

第18条 法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を受けようとする者は、道路位置指定申請書（第17号様式）に道路位置指定申請図（第18号様式）及び次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 申請に係る承諾者の印鑑登録証明書
 - （2） 申請に係る土地及び建物の登記事項証明書
- 2 市長は、前項の規定による申請について位置の指定をするときは、道路位置指定通知書（第19号様式）により当該申請者に通知する。
- 3 法第42条第1項第5号の規定による道路の位置を受ける道又は同条第2項の規定により指定された道路若しくはその他の既存の私道（以下「私道等」という。）を変更又は廃止（以下「廃止等」という。）するときは、前2項の規定を準用する。